

再生利用事業者募集要領

1. 募集内容

- (1) 堆肥化試験（以下、本試験）を行う場所や装置、本試験で使用する原材料、本試験に伴う処理・作業・評価等に関して、無償で協力いただきます。なお、食品廃棄物と併せて堆肥化処理することができる食器（以下、堆肥化可能な食器）は、別途公募する食器取扱事業者より提供していただく予定です。
- (2) 本試験において対象とする食器は、食品容器、飲料容器、カトラリー類とします。
- (3) 本試験に参加する食器取扱事業者が複数ある場合、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、博覧会協会）と協議の上、試験の実施可否、順番、試験方法などを決定します。

2. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者によるコンソーシアムであること。なお、コンソーシアムで参加する者にあつては、構成員全員が（1）～（4）に該当すること。（5）は本試験の実施場所等を提供する構成員が該当すること。単独で応募する場合、別途応募するコンソーシアムの構成員になることはできません。また2以上のコンソーシアムの構成員となることもできません。

- (1) 次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。
 - 一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者。
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 次の一から六までに該当し、大阪・関西万博会期中に会場内から排出される食品廃棄物および堆肥化可能な食器の受入の意思があること。
 - 一 食品廃棄物を堆肥化する施設を有すること。
 - 二 一の食品廃棄物の処理能力が5t/day以上であること。
 - 三 一の場所において、食品廃棄物の一般廃棄物処分量の許可を有すること。
 - 四 応募時点で登録再生利用事業者であり、2025年4月～2025年10月の大阪・関西万博会期中においても登録再生利用事業者である意思・予定があること、または、2024年10月頃までに登録再生利用事業者になる見込みがあり、2025年4月～2025年10月の会期中においても登録再生利用事業者となる意思・予定があること。

五 一の場所において、堆肥化可能な食器の堆肥化を行うために必要となる産業廃棄物処分業の許可を有すること、または、2024年10月頃までに取得の意思・予定があること。

六 2024年10月頃までに堆肥化試験を終了し、結果を博覧会協会に報告できること。

七 大阪・関西万博の会場である夢洲（大阪府大阪市此花区夢洲中1丁目）から運搬先の施設までの距離が、直線距離において100km以内であること。

3. 持続可能性への配慮

博覧会協会では、環境や社会への影響を適切に管理し、持続可能な万博の運営を目指すとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけていくこととしています。このため、堆肥化試験にご協力いただく再生利用事業者においても、博覧会協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード」の内容の理解に努め、「チェックシート」（持続可能性の確保に向けた取組状況に関する質問票）を提出していただくなど、これを遵守していただくようお願いします。

4. 申込方法

本募集に係る堆肥化試験参加の手続き等については以下のとおりとします。

(1) 応募受付期間

2024年4月24日（水）17時まで

提出資料はPDFデータに変換し、次のメールアドレスに送付してください。

【送付先】

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局持続可能性部資源循環課

電子メール：shigenjuncan@expo2025.or.jp

※添付ファイルの容量が大きい場合は、複数に分けて送付してください。

(2) 提出書類の提供方法

博覧会協会ホームページから各自ダウンロードしてください。

(3) 本試験の公募に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間

2024年4月16日（火）17時まで

イ 提出方法

電子メールのみ受け付けます。口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けません。

「件名」には「【質問】2025年日本国際博覧会 堆肥化可能な食器の試験の公募」と明記し、質問内容を「質問票」（様式8）に記載したファイルを添付し提出してください

送付先：shigenjuncan@expo2025.or.jp

添付するファイル名は参加者申込名称と保存した日付を明記ください。

※記入例

「質問票__堆肥化可能な食器の試験公募__●●（●●には企業・団体名）__202404〇〇
（〇〇は送付日）」

ウ 質問者への回答

メールにて個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、博覧会協会ホームページに掲載します。

5. 提出資料

- (1) 応募申込書（再生利用事業者用）（様式 1）
- (2) 食品廃棄物の一般廃棄物処分業の許可証の写し
- (3) 登録再生利用事業者であることを示す登録証明書の写し（今後登録見込みの場合は応募申込書（様式 1）に必要事項を記入）
- (4) 誓約書（再生利用事業者用）（様式 2）
- (5) 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 3）
- (6) 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 4）
- (7) 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 5）
- (8) 複数の事業者等での参加申込みの場合コンソーシアム届出書（様式 6）

注 1) 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 3）はコンソーシアムで参加の場合、全ての構成員が提出する必要があります。

注 2) 資料は返却いたしません。提出資料は他の再生利用事業者、本試験に参加しない第三者に提供することはございません。

6. 応募締切後のスケジュール（予定）

日 程	内 容
2024 年 4 月 16 日	質問受付締切
2024 年 4 月 24 日	応募受付締切
2024 年 5 月中旬	利用事業者の選定、調整等
2024 年 6 月	堆肥化試験開始、参加する事業者の協会ホームページ公表
2024 年 10 月	堆肥化試験終了
2024 年 10 月	結果の公表

7. その他

- (1) 本試験に参加いただくにあたり秘密保持契約書の締結を、再生利用事業者、食器取扱事業者、博覧会協会と締結する予定です。コンソーシアムで応募した場合はその全ての構成員を対象とします。
- (2) 本試験は大阪・関西万博で導入を検討している堆肥化可能な食器が、再生利用事業者の実環境下で実態に即した方法で適切に堆肥化できるか確認するものです。

- (3) 本試験の結果は、今後、大阪・関西万博会期中における食品廃棄物および堆肥化可能な食器の処理委託先を選定する際の情報の一つとして取り扱う予定です。なお、大阪・関西万博会期中の処理委託先は、処理能力や運搬距離、処理費用等を勘案し、総合的に判断する予定です。
- (4) 本試験の結果、再生利用事業者において受入可と判断された堆肥化可能な食器に関して、試験に使用した堆肥化可能な食器と同じ製造者、同素材、同厚み以下、同程度以下の大きさの堆肥化可能な食器であれば、会期中の堆肥化可能な食器の処理委託先となった際には大阪・関西万博会期中は食器取扱事業者、博覧会協会と協議の上、堆肥化の処理対象として受け入れていただくことがあります。
- (5) 本試験に協力いただける再生利用事業者は博覧会協会ホームページにおいて、試験開始に伴いその旨を公表する予定です。
- (6) 本試験の結果に関しては、博覧会協会が公表します。また、本試験における食器、試験方法、試験の経過、結果等に関して、博覧会協会が設ける委員会等に情報提供する可能性があります。
- (7) 試験方法等は、本試験を準備あるいは試験をする中で変更する可能性があります。